

令和 7 年度公共事業再評価に係る評価書の 要 旨

令和 7 年 11 月
宮 城 県

目 次

	ページ
1 趣 旨	1
2 公共事業再評価について	1
(1) 公共事業再評価を行う目的	1
(2) 公共事業再評価の対象	1
(3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
(4) 公共事業再評価の流れ	2
3 公共事業再評価に係る評価書の概要	3

令和7年度公共事業再評価に係る評価書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第10条第2項及び同施行規則第28条の規定に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した評価書（県の評価結果）の内容について、県民の皆さんにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています。（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。また、休止事業については、事業再開前に行います。）

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われないことが見込まれる事業 (未着手)
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に完了が見込まれない事業 (未完了)
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内（国庫補助事業は、所管省庁で定められた期間）に、用地買収もしくは工事のいずれも行われないことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 (再々評価)
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。） (未着手)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 (その他)

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客觀性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

①公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1、2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

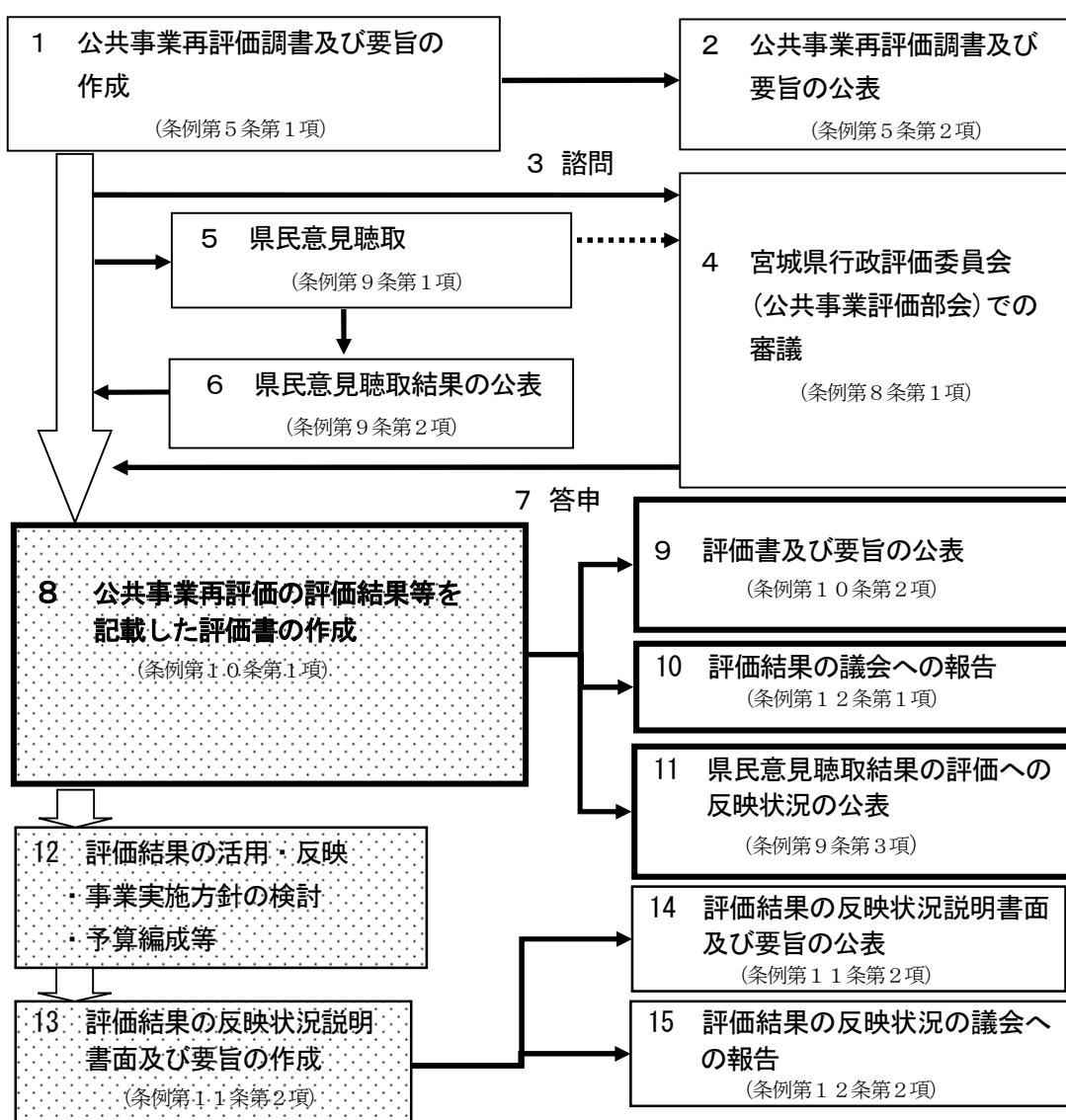
③評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、最終的な評価結果等を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《フロー図》



公共事業再評価に係る評価書の概要

番号	事業名	事業採択年度	完成予定期	事業目的・事業概要	全 体 事業費(億円)	進捗率(%)	行政評価委員会(公共事業評価部会)の意見	評価の結果
1	一般国道 286 号支倉道路改良事業	H28	R11	<p>一般国道 286 号は、宮城県仙台市青葉区を起点とし、柴田郡川崎町を経由し、山形県山形市に至る延長約 65 km(うち宮城県内延長約 34 km) の幹線道路であり、第 1 次緊急輸送道路に指定されている。</p> <p>当該工区は、急峻な地形に沿った道路であり、幅員狭隘、線形不良など道路構造上の課題がある現道となっており、安全な通行に支障を来しているため、バイパスによる線形改良により、安全で円滑な交通の確保を図るものである。</p> <p>施工延長 L=1.3km</p>	55.7	35.5	<p>事業継続妥当</p> <p>【今後の事業実施に関する意見】</p> <p>マニュアルにより算出される便益に加え、数値化が困難な便益についても可能な限り明記し、県民に理解しやすい形で情報発信に努めること。</p>	<p>事業継続</p> <p>【意見への対応】</p> <p>今後、マニュアルにより算出される便益に加え、数値化が困難な便益がある場合は、可能な限り明記し、県民により分かりやすく発信すること。</p>
2	出来川総合流域防災事業	S63	R30	<p>出来川は、下流部は国営農業水利事業、上流部は局部改良事業により改修されているものの、流下能力が低く、瘦堤となっているため、大雨洪水時には漏水、天端越水等により沿川では浸水被害が頻発している。このため、引堤嵩上げ等により堤防強化、流下能力を確保し、沿川の治水安全度の向上を図るものである。</p> <p>河川改修延長 L=6,330m 築堤 V=378,000m³、掘削 V=189,000m³、 護岸 12,700m²、道路橋 3 橋、 サイフォン等</p>	95.3	46.1	<p>事業継続妥当</p> <p>【今後の事業実施に関する意見】</p> <p>河川事業の性質上工期が長期間に渡ることが多いことから、近年の気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化を考慮し、国における気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化も考慮し、国における気候変動を踏まえた計画の見直し等の動向について引き続き注視しつつ、事業推進に努める。</p>	<p>事業継続</p> <p>【意見への対応】</p> <p>近年の気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化を考慮し、国における気候変動を踏まえた計画の見直し等の動向について引き続き注視しつつ、事業推進に努める。</p>
3	洞堀川総合流域防災事業	H2	R20	<p>洞堀川は河積が小さく流下能力が低いため、洪水時には流域で越水し、耕地及び家屋の浸水被害が発生している。このため土地区画整理事業と併せて、未改修部分の蛇行修正と築堤及び河積の拡大により、大和町の中心市街地である吉岡地区の治水安全度向上を図るもの。</p> <p>河川改修延長 L=2,725m 築堤 V=8,000m³、掘削 V=130,000m³、 橋梁 11 橋、樋門・樋管 18 ヶ所</p>	24.1	61.5	<p>事業継続妥当</p> <p>【今後の事業実施に関する意見】</p> <p>河川事業の性質上工期が長期間に渡ることが多いことから、近年の気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化も考慮し、国における気候変動を踏まえた計画の見直し等の動向について引き続き注視しつつ、事業推進に努める。</p>	<p>事業継続</p> <p>【意見への対応】</p> <p>近年の気候変動に伴う大雨等の気象災害の激甚化・頻発化も考慮し、国における気候変動を踏まえた計画の見直し等の動向について引き続き注視しつつ、事業推進に努める。</p>